

会 議 録

会議の名称	第2回東村山市地域福祉計画策定委員会				
開催日時	平成23年8月30日(火)午後7時00分～9時00分				
開催場所	東村山市役所 いきいきプラザ2階 学習室				
出席者 及び欠席者	<p>出席者：</p> <p>(委員)河津英彦委員・橋本洋子委員・中山文人委員・龍野乗子委員・山路憲夫委員・鈴木博之委員・小澤進委員・松尾美智夫委員・小杉眞紗人委員・濱田勲委員</p> <p>(市事務局)和田地域福祉推進課長・肥沼障害支援課長・鈴木高齡介護課長・中島健康課長・野口子ども総務課長・地域福祉推進課鳥越主査・新井主査・障害支援課野崎課長補佐・高齡介護課吉原係長・健康課菅野係長・子ども総務課空閑課長補佐</p> <p>欠席者：藤岡孝志委員・遠藤てる委員</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数	2名
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 議題</p> <p>(1) 地域福祉計画の取り組み状況について</p> <p>(2) 地域福祉計画 基本理念の検討</p> <p>(3) 地域福祉計画 基本目標の検討</p>				
問い合わせ先	<p>健康福祉部地域福祉推進課計画担当</p> <p>担当者名 新井 泰徳</p> <p>電話番号 042-393-5111(内線3183)</p> <p>ファックス番号 042-395-2131</p>				

会 議 経 過

5 議題

議題 1 地域福祉計画の取り組み状況について

事務局

前回の策定委員会において、第4次地域福祉計画の基本理念・基本目標の検討の一つとして、第3次計画の評価を行うことについてお伝えしました。策定委員会の後、個別計画推進部会において、資料2のとおり計画の「取り組み状況」や「課題」をまとめていただきました。なお、このまとめは「現在も第3次計画の期間中」であるため、確定したものでは無いことをご了承ください。個別計画ごとに資料2があり、膨大な量となりますので個別の説明は省略させていただきます。それぞれの計画の中で、「指標」との比較が可能なものについては、比較した評価を行い、数字としての評価が困難なものについては、実施してきた取り組み状況などがまとめられています。

さて、資料1の説明に入らせていただきます。これは地域福祉計画の施策の方向(P.32)の分類をもとに、個別計画での「取り組み状況」と「課題」をまとめたもので、資料2を地域福祉計画の体系にそって大きく抜粋したものです。これらの評価を考えた時に、それぞれの基本目標ごとに、多くの施策が絡んでおり、一概に「達成した」「していない」とは言えませんが、昨年度実施しました市民意向調査の内容などから一定のコメントをつけさせていただきました。その内容について、基本目標1～5まで報告させていただきます。

基本目標1「みんなで支え・参加する東村山の福祉<社会参加の促進と交流の推進>」については、「社会参加の促進」や「交流の推進」について、進捗状況にあるような充実を図り、市民意識も改善されてきました。市民意向調査でも「助け合える地域にしたい」との回答数が増加しております。

基本目標2「市民の声を聴き・ともに考える<総合的な相談・情報提供体制づくり>」については、相談窓口の体制強化や、配布する冊子の拡充を行うことにより、相談実績の増加という結果が出てきておりますが、一方で、市民意向調査の中では情報提供についての満足度については上昇しておらず、引き続きの課題となっております。

基本目標3「ひと・もの・しくみの活用と整備<社会資源の有効活用と関連施設の整備>」については、社会資源の有効活用といった内容ですが、ころころの森の開設、既存施設を利用した場所の確保等の有効活用を進めてきました。また、地域福祉の推進を担う人材の育成・活用については団塊の世代への対応等を考えてきましたが、市民意向調査の中で、「地域活動に参加しない理由」の2位が「参加方法がわからない(20.5%)」と上位であったことから、これらを踏まえた検討を進めていく必要があります。

基本目標4「日常生活の中での福祉の充実<身近な地域でのサービスの充実>」については、一人暮らし高齢者名簿等の作成、生活習慣病予防の一体的な取り組み、児童に対する見守り体制などの推進を図ってきました。今後も、地域コミュニティの推進のため関係団体等との連携強化をより進めていく必要があると考えております。市民意向調査の中では、地域福祉関係者から「地域福祉を推進していくためには「行政・社協・住民が協力して取り組む」が73%」で多く、今後、関係機関との連携強化がますます重要になると考えております。

基本目標5「福祉へのまちづくりの協働体制<地域福祉の協働・推進体制の整備>」については、課題としまして、エリアの考え方の整理を続け、住民、地域、行政で共有し、地域コミュニティの構築を進めていくことが挙げられます。エリアの考え方については、高齢者在宅計画推進部会では高齢者の日常生活圏域として5圏域を継続するとし、児童育成計画推進部会では作業部会を作ってエリアの考え方について検討を行っているところです。また、要援護者対応について、名簿の作成や地域における見守り体制について検討を進めていく必要があると考えております。市民意向調査でも多方面から災害時に利用する名簿作成の意向が高くなっております。

委員長

今の話では、それぞれの個別計画があり、それらの評価を終えたということ。また、個別の計画が縦割りだとすると、これは横割りの地域福祉計画であると。これらについて、どちらかという市民意向調査を基にしたコメントをいただきました。

まずは、個別計画推進部会で行ってきた評価について、事務局から提示いただいた内容と実際の検討内容について差異があるようでしたらご意見をお願いします。

委員

(意見なし)

委員長

続きまして、全体に関してご意見をお願いします。

委員A

一般的にこのまとめ方について、やや突っ込みが足りないのではないかという印象を受けます。総花的にならざるを得ないというのは分かりますが、例えば基本目標1では「社会参加の促進」や「交流の推進」について、具体的にどういう中身がなされたのか、一般市民向け調査で「助け合える地域にしたいとの回答数の増加」したのは、現在助け合える地域になっていないからなのではないか、それは何故なのか等とみるべきではないでしょうか。基本目標2では相談体制や情報提供の方法について進展はみられるが、それにもかかわらず満足度が上昇していないのはなぜなのかということについて議論が必要なのではないのでしょうか。例えば、いきいきプラザ1Fの総合相談窓口は結構な話ですが、本当の意味でのワンストップサービスがなされているのか。おそくなされていないため不満が出てきているのではないか、というような分析が必要なのではないのでしょうか。それらのことを突っ込んで分析しないと、これからの計画が立てづらいのではないか。

事務局

詳細な分析をお示ししておらず申し訳ございません。調査結果を踏まえての改善施策につきましては、全体的な内容についてはこの場で、個別的・具体的な内容については、個別計画の施策の方向の中などで検討していただきたいと考えております。

委員A

個別の計画で深い議論を行うということであれば、この内容は割り切って、ここ

までで留めざるを得ないということで終了しましょう。

委員長

個別計画策定の場において納得がいくように議論していただきたいと考えております。基本目標1のコメントですが、「助け合える地域にしていきたい」という回答数の増加は「進んでいる、いない」の両面考えられるわけです。また、この比較は前回調査との比較なのですか。その場合、統計学的に見て変化があるといえるほどの変化だったのかについても後ほど検証をお願いします。

事務局

比較は、前回調査との比較になります。内容について検証いたします。

委員長

表現で気になったのが「市民意識の改善」の部分です。そう単純に意識を変えるのは大変なものであり、もう少し慎重な表現をする必要があるのでは、例えば「市民意見が変化してきた」というようなニュートラルな表現ではどうか。

事務局

そのように修正させていただきます。

委員長

先ほど委員から意見があった総合相談窓口の経過についてはどうなっているのでしょうか。

事務局

平成20年度について東村山市でワンストップサービスについての検討を行ってきましたが、結果として現在の総合相談窓口の実施となったところです。これは職員の人的配置や総合的なシステム導入等も踏まえ検討した結果、現在の体制となりました。

委員B

児童育成計画推進部会から参加しています。民生委員もやっており、その立場も踏まえて発言します。基本目標5に協働という言葉がありますが、取り組み状況等に協働の内容が乗っていないようですがどうでしょうか。

事務局

協働についての具体的な取り組み状況については、基本目標4の取り組み状況等に記載させていただき、基本目標5のなかでは「コメント」部分に「地域コミュニティの構築を進める」という形で記載させていただきました。

委員B

ここで使っている協働という言葉が何を表しているのでしょうか。また、資料3の協働についての資料も読ませていただきましたが、この内容はどこに反映されているのでしょうか。

事務局

まずは資料3「協働を進めるためのマニュアル」について説明させていただきます。これは職員向けのマニュアルの抜粋となりますが、同様の内容について東村山市ホームページにも掲載されております。これは平成23年5月時点のもので、平成13年度に定められた「市民活動の協働に関する基本的な考え方」を修正したものになります。この中で市民協働についてはP.4中段に記載されております。抜粋しますと、協働の定義として「市民や地域のための公共的な事業・サービスを市民活動団体と行政が自主的な意思と責任を担ったうえで、協力して行なうことをいう」としています。また、P.5には協働の領域について図示されており、行政と市民活動団体とが協力し合う範囲を協働の領域としています。また、P.6には協働の原則として「自主・自立の原則」「相互理解の原則」「対等の原則」「目的共有の原則」「公開の原則」が挙げられています。

第4次地域福祉計画の策定にあたっては、これら協働の考えをもとにして、地域福祉での協働の考え方について、本会議や個別計画推進部会において検討いただければと考えております。

委員B

今取り組んでいる進捗状況の中には、これらの考え方が入っていないようならば、基本目標5のコメントの中に協働についても具体的に考えていくといった主旨の記述を行い、次年度に持って行ってはどうか。

事務局

ご意見を踏まえて、第4次地域福祉計画の基本目標の検討を行わせていただきます。

委員長

協働について、地域福祉の考え方は、行政が単なる在宅サービスをやるのではなく、住民もある意味では汗をかくということ。税金を払っているから行政がすべてやりなさいではなく、住民がやることはやりながら、行政がやることをやってもらい、トータルでよいものをつくっていきこうということです。また昔のように施設に入れておしまいではなく、できるだけ住み慣れたところで暮らしていきこうと。そのためにお金がかかる部分も含めながら、自らもやれることをやっていく。そういう意味で協力の協に働くを使ってきています。協働について、真剣にどうしていきこうかを考えるならば、それが地域福祉の中核になる考え方になるとおもいます。それが個別の計画の中でどこまで住民がやりながら、どこは行政がやってというのは個別に議論していくべきだと思います。

委員長

基本目標5で「地域コミュニティ」という言葉が出ましたが、地域コミュニティというと地域を超えたコミュニティという気がします。あくまで地域福祉という中での施策とすると「地域福祉コミュニティ」といった方が正確なのではないかといった考え方もあると思います。

委員C

資料1の「今後の方針・課題」について、第3次計画の範囲での課題になるのか、

次期計画まで踏まえた課題になっているのかどちらでしょうか。

事務局

「今後の方針・課題」は、個別計画の評価の中で出てきた課題となります。第3次の計画は今年度まで継続中ですので、この課題については今年度も検討していく必要がありますし、第4次の策定にあたって引き継いでいくものになります。

委員D

第3次計画の評価をしていく中で、計画を作っている側の評価のため、全体的にある程度プラスの評価になっています。住民側から見たときに、この内容が実感としてとらえられるものになっているのかという疑問が残ります。

というのは基本目標3の社会福祉協議会との連携において地域福祉活動計画と連動させていくという表現があります。私は地域福祉活動計画の策定委員もやっております。現在は、13町の地域懇談会という意見交換を開催しているところです。北部エリアの町で出てきた意見を見ると、「道路が悪い」「公共交通機関の問題」など同じ課題が出てきています。このように複数のまちから共通して出される課題は東村山市にとって大きな課題になっているのではないかと感じます。基本目標1の人にやさしい生活・まちの整備でプラスの評価がされていますが、そのあたりも本当に住民の方々の感覚と一致しているものなのかということが気になります。これはどのようにすると良いのかわかりませんが、極力住民の方の意見を反映していけるような、うまいしくみがとれたらよいなと感じています。

委員長

委員から説明のあった市民活動計画が非常に重要だと思いましたので、私の方で本日の資料に概要版を入れてもらいました。20年位前になりますが、日本社会事業大学の学長や日本地域福祉学会の会長をやられた三浦文夫氏を中心にして議論してきた中で、「東京都は地域福祉推進計画を、市区町村は地域福祉計画を作り、同時に市町村ごとに市民活動計画を作る。この3つの姿という意味で、3相の計画」ということが提案されました。地域福祉計画は行政計画であり、そこに市民がどう入り込むかについて、対となった地域福祉活動計画があります。これは抜粋を読ませてもらい、策定手法もそうですが、まとめが素晴らしいと感じました。そのため、この後事務局より資料について説明をしていただく予定です。

事務局

市としても、市民の方がどう感じているかというのは大切なことだと考えております。現時点では市民意向調査の中からわかる範囲での市民意見をコメントとして記載させていただきました。

委員E

資料の中でもう少しははっきりわかる書き方がされていると良いと思います。取り組み状況と進捗状況では進めている内容が記載されていますが、その進捗がわかるような割合や数字があれば、次の課題等が見つけやすくなるのではと意見を持ちました。また、基本目標3の課題「実習生の受け入れ」については、今までもある程度やってきて、今後強化を図るとのことだと思いますが、どの程度やってきて、それをどのように強化するのか等、具体的内容を記載した方がわかり易いと思いま

す。

委員 F

基本目標 3 の福祉人材育成プロジェクトでは、広い目で見ると近隣大学等だけではなく、もっと多くの実習生の受け入れがあると思います。人材というならばそれらをすべて含めて、地域の事をもう少しわかってもらって、『こういう方向でやっていくから、こういう方針であなたたちもテーマを一つ設定してください』など。中には数日の実習や数週間の実習もあるかもしれませんが、数日の実習は現場を見て終りというのが現実でしょうし、それらは表現の仕方、記載の仕方を幅広くしてもよいのかなと思います。

委員長

実際には様々な方を受け入れているわけですね。

事務局

地域福祉推進課での受け入れで説明しますと、近隣の大学等から 4 名の方を 3 週間受け入れております。その他は個別に相談を受け、可能な範囲で受け入れを行っております。他所管でもそれぞれ所管の実態に合わせた受け入れを行っております。

委員長

この部分は東村山市の受け入れという範囲に限定して記載されているのでしょうか。市内の様々な福祉関係の現場に実習生が来ていると思いますが。

事務局

現在の記載では東村山市の受け入れについて記載しています。市内に視点を広げると、各施設が多くの実習生の受け入れを行い、福祉人材の育成に努めていただいております。感謝しております。

委員長

市内の様々な事業所（福祉関係）での受け入れについては、短期のものや長期のもの、テーマの有無等があるかもしれませんが、それらに注目して研究することは行っていないということですね。

委員 E

私の勤務する大学からも東村山市の児童館や市民のお祭り、福祉施設に実習をお世話になり、かなりの人数が参加しています。これには実習だけではなく職場体験、インターンシップという制度もあるのですが、そういった形ですと、なにも大学生だけでなく、若い世代から目を向けて、少しずつでも一日ボランティア等、入れるような計画を考えていくのもよいのかなと思います。

委員 G

障害者福祉計画推進部会委員です。資料の中に聴覚障害についての内容が記載されていないことがっかりしてしまいました。聴覚障害者の数と東村山市の人口を比較するとわずかですが、それでも皆さんが聴覚障害者について目を向けていただ

けると嬉しいです。今年8月に障害者基本法の一部改正案が国会に提出されて採択されました。9月5日施行で手話は言語だと認められました。その法律が東村山市の計画とどう結びついていくのかを考えていただきたいと思います。小学校の中で手話の指導を依頼されました。それは小平市でした。私は東村山市に住んでいますが、市内からの依頼はされなかったのが残念です。小平市だけでなく、その他の地域でも小中高で手話指導が広がっていると思いますので、東村山市でも普及いただきたいと考えています。

資料2の中で手話通訳の派遣が盛り込まれていますが、その中身が知りたいです。それが一つ。手話通訳派遣事業だけでなく、もっとたくさんの需要があると思います。例えば聴覚障害者の情報提供の場所を作ってほしい。例えば目が見えない人の場合は点字がありますが、手話と比較して普及しています。聴覚障害の人は声が出ないのでコミュニケーションがとりづらいう状況があります。例えば資料1の基本目標1にバリアフリーの記載があります。これは点字ブロックなどの他に、聴覚障害者にとっては電光掲示板などがあると助かります。電車が止まっているときなど、状況がわからず不安になってしまいます。実際に東村山駅や久米川駅には電光掲示板がなく、事故の際に不安になってしまいます。

また、災害が起こった際に聴覚障害者の方がどのように非難をするのか問題が山積しています。今年3月11日の東日本大震災が起きました。その時に聴覚障害者の方々は本当に御苦労しているという話をたくさん聞きます。一つの経験談ですが、会社のビルで、津波が来る際も耳が聞こえる人はすぐに非難したが、聴覚障害の人は目で見るまで気づかず、とても不安だったという話を聞きました。それは情報が入ってこなかったのが原因です。聞こえる人は聴覚障害の人に少し目を向けて支援してくれれば安心できます。そのようになればよいなと考えます。震災が起こった際にそのような人たちにどのように支援していったらよいのか検討いただけたらなと思います。他にもありますが、また適宜お伝えしていきたいと思います。

委員長

ありがとうございました。大変具体的で良いお話を伺いましたが、現状制度が不十分であるということだと思えます。

委員長

次の議題に入る前に、資料7と8を説明頂いてよろしいですか。

事務局

資料7について説明させていただきます。これは「地域福祉活動計画」という計画の概要版です。地域福祉活動計画は「住民活動計画」で、住民同士の連携により「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を推進するための計画書です。社会福祉協議会が呼びかけ人となり、作成しています。

地域福祉活動計画は、「地域福祉の推進に関する事項」を、行政の計画である地域福祉計画と連携を取って作成しています。計画期間も地域福祉計画とあわせてあり、現在作成中となっています。活動計画の策定委員会には、市民団体や市内施設の職員のほか、東村山市からも職員が委員として出席し連携をとるようにしています。

また、地域福祉活動計画の策定委員会の中で、地域福祉計画の策定状況についての説明を行い、地域福祉計画との連携、住民との協働について、内容の整合性を図

ることについて協力をお願いしているところです。地域福祉活動計画の現在の策定状況は、地域住民との懇談会を13町で実施しているところです。

資料8は東村山市総合計画の実施計画になります。総合計画は理念が文章で記載されており、金額的なものは記載されておりませんでした。実施計画は、市の計画自由財源を上限額とし、個別の目標にどの程度予算を割り振るかを規定したものです。実施計画における福祉分野の計画は、地域福祉計画等をもとに検討をさせていただきました。

委員長

資料8については、第1回資料で人口動態の記載がありましたが、予算の説明がなかったために添付していただきました。

また、資料7について私が気付いたところですが、P.1ではフォーカスグループミーティング等の手法が書かれており、P.2では基本理念から7つ基本目標といった計画の流れ図が記載されています。P.3では基本目標と実施目標が記載されており、地域福祉計画とあわせてみてみると、目標1「住民みんなが地域福祉の担い手になろう」から目標5「必要な情報が必要とする人へ届きやすいまちづくりをしよう」までは、ちょうど地域福祉計画と対になっているような言葉が出てきています。目標6「制度で対応できない課題への支援に取り組もう」と目標7「地域福祉活動計画を住民参加でチェックしよう」はまさに住民活動計画そのものになります。目標1～5までは地域福祉計画と連携して作られ、似ているのかもしれませんが、このような議論が住民活動としてされているということ認識すべきであろうと思っております。

また、最後に「計画の実現のために」という非常に良いまとめが記載されていました。大きく3つの段落に分かれており、最初の段落では福祉活動で大切なものとして、「組織的取組ができるようにシステム化し、良い人間関係を築き、アイデアを出し合い、気長に努力する」といった具体的で実践的な記載がされています。こういった言葉は、そのまま地域福祉計画のどこかに書いておいた方が良いのではないかと思います。次の段落では課題のすべてが住民の相互支援活動で解決されるわけではありませんと書いてあります。より大きな問題については行政による対策が必要だと記載されています。こちらの部分については地域福祉計画の中に盛り込まれてくるであろうと思っております。最後の段落では、「必要な公的施策を行政に求めながら、私たちのできる活動を市との協働として積極的に続けなければなりません。この計画策定に関わった私たちも今後ともたゆまぬ努力をしていきたいと思っております。」と書かれていて、大変適切で無駄のないまとめになっていると感心致しました。なので、こういうことを参考に入れながら地域福祉計画の基本理念ということになると思っております。

そこで、事務局の方から議題2「地域福祉計画 基本理念の検討」の説明をお願いします。

議題2 地域福祉計画 基本理念の検討

事務局

資料5をもとに説明させていただきます。これまでの検討や市民意向調査の内容を踏まえ資料5にまとめさせていただきました。そのため、まず資料5をそのまま

読ませていただきます。
(資料5を説明)

委員長

今の事務局の説明に対するご質問およびご意見はありますか。

委員A

前回の議論を踏まえて、うまくまとめていただいたと思います。この中身もほとんど異論はありません。すこし意見を申し上げますと、キーワード及び基本理念について、基本的にはこれでよいと思いますが、「認めあう」ということは当たり前の時代として(まだまだ不十分な点はあるかと思いますが)、ノーマライゼーションが30年以上前から言われ、経過しているわけで、その意味ではお互いに認め合うということを言い続けることは大事ですが、むしろ前提とし、それを踏まえて考えるのはどうでしょうか。

もう一つ今までの議論で出てきましたとおり、協働ということが大事だと思います。東村山の協働のガイドラインや、計画の進捗状況を拝見すると、どう進めていくかという具体策がまだ出ていません。それは、他市に比べると、東村山ははッキリ遅れていると思います。例えば、市民協働を推進してく、支援していくための市民活動支援センターは、多摩の市町村でかなり作ってきています。そういう意味では各市で市民協働を具体化する施策を行っているが、東村山市はそれをやっていないことになります。協働が大事だということになれば、各論となりますが、具体化することをもう少し今回の計画の中で明記し、協働という考え方を前面に出したほうが良いのではないかと思います。

それから、高齢化の問題です。これはいやおうでも世界に突出して高齢社会ができるため、これをどう支えていくかが喫緊の課題となります。これは高齢者在宅計画推進部会や介護保険計画運営協議会でも来年度から地域包括ケアシステムを作り医療、生活、介護をセットにして、24時間安心して暮らせるような社会、高齢者障害者を支えていく社会を作っていかなければなりません。よって、いきいきと暮らすことができるまちということをも、もう少し具体的に、例えば「生きがいを持って安心して暮らすことができるまち」というのはどうでしょうか。ともに認め合いは「ともにつながり、支え合う」というのはどうでしょうか。そのように提案として思います。

委員長

第1回の議論については、よく整理していただいたと思います。資料5のなかで公共事業というのは、誤解を招かないよう行政施策としたほうが良いのではないのでしょうか。公共という言葉の中には民間がやる仕事やボランティアにも公共性という意味があるためです。

委員D

先ほど話をしました地域懇談会の中で、もう一つ話題に上がるのが、地域のつながりが無くなっているということです。そういう意味ではキーワードの「認め合う、支え合う」より以前に「接点がない」という問題があります。どう記載すればよいかわからないが、「つながりを持つ」といった前提のものがないと、一歩進まないような気がします。理念の中に一言入ってくると良いのではと思いました。

委員長

支え合うは当然として、つながるというご指摘もありました。つながるというのは今の世の中で大きなキーワードだと思います。他の方々はどうでしょうか。

委員 A

補足ですが、なぜ生きがいを持って安心してと申し上げたかということ、かつて昭和 20 年代では日本の社会は平均寿命が 60 歳に満たない時期がありました。それがどんどん生活が改善し、豊かになり、医療の高度化もあり長寿化が進んできました。私たちがかつて想像しなかった長寿化が進んできました。それ自体は幸せなことだとみるべきですが、やはり高齢社会の現実を見ると深刻な問題は認知症、何らかの障害を持ち寝たきりになる高齢者は増えています。そういう社会はなるべく避けなければならぬし、私たちもなりたくない。そのためには今言われている生活習慣病予防（50～60 代）や介護予防（60 代）を充実させなければならないということになりますが、それと同時に、高齢社会の在り方としてできるだけ健康に、しかもいきがい、働き方の問題も含めて、60 歳定年というのは今の時代にそぐわなくなっています。65 歳ですらまだまだ元気な人たちがいます。生きがい就労ということも考えなければいけません。地域のボランティアも含めた生きがいの場も考えていかなければなりません。そのことが結果として、いきいきと生きられるという重要なファクターになるのではないのでしょうか。そういう意味で、できるだけ認知症にならないような、生き方を考える時代に入ったのではないのでしょうか。

これらの事から、できるだけ生きがいと、安心して暮らせる、医療も介護も地域の支え合いも含めた安心した地域社会づくりということも含め、打ち出したほうが良いのではというのが私の真意です。

委員 H

つながるというのは非常に良いキーワードで、前半の認め合うというのは、いまだにできていないので必要だと思います。委員のお話を伺う中で、結局知り合うということが重要で、必要なのだということならば、その段階的なイメージとして、「知り合い、つながり、支え合う」というのは段階的にはありえると思います。

また、さきほど委員がおっしゃった、「生きがいを持って」というのは、スローガンとしては長くなりますので、「いきいきと」という形容詞で表現してしまえばおさまりが良いのかなと思います。

委員 C

総合計画の基本構想からもいろいろ字句を拾ってきますと、暮らしでは、快適に暮らせるとか、心豊かに暮らせるとか、安心して暮らせるとかが使われています。やはり障害者であっても同じ考えで、同じ幸せ、快適を求めるなかで思うことは一緒だと思います。そういう意味では基本構想でうたわれている、「快適、心豊か、安心して」や「文化的」などのフレーズが良いのではないかと思います。

委員長

前回も議論されたとおり基本構想は大事であると思います。総合計画では、最初に「人と人 人とみどりが響きあい」という言葉が出てきます。結局、人間の幸せを考えた時に、これからの高齢社会が進むことを考えると、日本人の出生率の低下

や企業等を考えた時に、おそらく多文化共生社会にならざるを得ないのではないかと考えています。もしそうならないとすれば、年金にしる、介護保険にしる、医療保険にしる、だれが負担するのかということになります。生活レベルが今より落ちざるを得ない前提だとすると、生活レベルを落としても、人と人とが響きあえる、交流し合える、あるいは東村山の特徴である緑や水のうるおいで癒されるような。すると何十年か前の日本に戻るわけですが、貧しくてもいきいきと暮らせる社会ができればよいなと思います。そう考えると、「生きがいを持って安心」という言葉が課題とするならば、それを「いきいきと」という言葉で表現するというのとは一つかなと思います。

それと、認め合いの部分は、やはりまだまだ認め合えない部分（発達障害、児童虐待、外国人の受け入れ等）がたくさんあるのではないかと考えると、認め合いという言葉はまだまだ捨てがたいとも思います。

委員C

アンケートの結果を見ると、障害について偏見や理解してくれないこととして、「企業で精神の方が応募しても、理解が少ない」等、特に精神の方が差別ということも多く訴えている結果が出ています。

委員長

事務局の方、議論の途中ですが、時間が足りないため、基本理念と基本目標について、もう一度時間を取っていただき検討いただいた方がよいかとおもいますが、如何でしょうか。

事務局

ご議論ありがとうございました。資料5につきましても今日の議論を踏まえて、事務局で修正案を作成し、次回意見をいただきたいと思います。また、資料6について、この後簡単に説明させていただきますので、次回会議までにご意見を頂けるようでしたらお願いいたします。

資料6は基本目標案についてまとめています。基本目標（案）については、第3次計画の基本目標、施策の方向を、資料1などを参考に再編させていただきました。資料右側が第4次計画の基本目標（案）と、それに伴う施策の方向（案）になりますが、網掛け部分が第3次計画と比較し、文言等を整理した部分になります。

本日の説明を受け、次回会議までにご意見等ありましたら事務局までご連絡ください。それらの内容を踏まえた資料を次回会議に提出させていただきます。

委員長

本当はもっとご意見をいただきたいのですが、時間がまいりましたので、本日はこれで終了し、また次回議論を継続したいと思います。本日はありがとうございました。